

## 第2章

### 第7節 紿水施設

# 第7節 給水施設

[担当：上下水道局各サービスセンター]

## 〔法律〕

### (開発許可の基準)

**第三十三条** 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあっては、水道その他の給水施設が、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を來さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

## 1 開発行為に伴い給水装置工事を行う場合

給水装置工事の調査、設計、施工、検査、管理等に際しては、次の点に留意し、細部については、「給水装置設計施行指針」等に基づくと共に、上下水道局担当課と協議してください。

### 1－1 設計・施工基準

- (1) 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第5条「給水装置の構造及び材質の基準」に規定する次の項目に適合してください。
- ア 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
  - イ 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
  - ウ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
  - エ 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
  - オ 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
  - カ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直結連結されていないこと。
  - キ 水槽、プール、流しその他水をいれ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (2) 前号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」により行ってください。
- (3) 配水管への取付口から当該取付口に最も近い宅地内の止水栓等までの間、及びメーターの取付部は、本市が指定する材料を使用してください。
- (4) 基準適合の確認は、自己認証又は第三者認証機関の証明、並びに構造材質基準を満足する製品規格に適合している製品でその証明のあるものとしてください。なお、受水槽以下で本市のメーターを設置する場合にも、材料・器具等は上記に準じてください。

## **1－2 工事の施行**

給水装置工事の調査、設計、施行、検査は本市指定給水装置工事事業者に施行させてください。

## **1－3 既設給水管の処理**

開発区域及び開発行為に関する工事区域の不用な既設給水管は、整理をしてください。

## **2 開発行為に伴い布設した管を無償譲渡する場合**

無償譲渡する場合は、上下水道局発行の「移管前提工事設計施行指針」等に基づくと共に、上下水道局担当課と協議してください。

〈MEMO〉